

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成27年7月2日

【会社名】 東邦アセチレン株式会社

【英訳名】 Toho Acetylene Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 本 泰 夫

【本店の所在の場所】 宮城県多賀城市栄二丁目3番32号

【電話番号】 022-366-6110(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 岩 田 宏 一

【最寄りの連絡場所】 宮城県多賀城市栄二丁目3番32号

【電話番号】 022-385-7691

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 岩 田 宏 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成 27 年 6 月 29 日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成 27 年 6 月 29 日

(2) 決議事項の内容

第 1 号議案 株式併合の件

当社普通株式につき、平成 27 年 10 月 1 日を効力発生日として、5 株を 1 株に併合するものであります。

第 2 号議案 定款一部変更の件

①第 1 号議案に係る株式併合により、発行可能株式総数を 8 千万株から 1 千 6 百万株とするため、定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

②単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、定款第 7 条（単元株式数）を変更するものであります。

③定款第 9 条（単元未満株式の売渡請求）について、わかりやすい表現に変更するものであります。

④上記①及び②の変更の効力は、平成 27 年 10 月 1 日をもって生ずる旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものいたします。

⑤責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、定款第 31 条（取締役の責任免除）及び第 45 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

第 3 号議案 取締役 7 名選任の件

取締役として、山本泰夫、谷代 進、田中英行、岩田宏一、福澤秀志、齋藤祐輝、峰重克己の 7 名を選任するものであります。

第 4 号議案 監査役 4 名選任の件

監査役として、阿部嘉彦、藤田篤弘、安達徹、渡部潔の 4 名を選任するものであります。

第 5 号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される藤井恒嗣、中島敏晴、江守新八郎の 3 氏及び本総会終結の時をもって監査役を退任される小森行男、後藤正

典、中村哲史の3氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個) (注) 4	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 株式併合の件	22,936	48	0	(注) 3	可決 99.79
第2号議案 定款一部変更の件	22,952	42	0	(注) 3	可決 99.82
第3号議案 取締役7名選任の件					
山本 泰夫	22,947	42	0	(注) 2	可決 99.82
谷代 進	22,948	41	0		可決 99.82
田中 英行	22,949	40	0		可決 99.83
岩田 宏一	22,949	40	0		可決 99.83
福澤 秀志	22,950	39	0		可決 99.83
齋藤 祐輝	22,950	39	0		可決 99.83
峰重 克己	22,383	606	0		可決 97.36
第4号議案 監査役4名選任の件					
阿部 嘉彦	21,736	1,258	0	(注) 2	可決 94.53
藤田 篤弘	22,107	887	0		可決 96.14
安達 徹	21,731	1,263	0		可決 94.51
渡部 潔	22,105	889	0		可決 96.13
第5号議案 退任取締役及び退任 監査役に対する退職 慰労金贈呈の件	21,598	746	650	(注) 1	可決 93.93

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によっております。

(注)2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によっております。

(注)3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によっております。

(注)4. 各議案につき賛否の表示をされない棄権数については、賛成の表示があったものとして取り扱っております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の大株主から議案の賛否に関して確認ができたものを合計した結果、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席した株主の議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上